

新たな食料・農業・農村基本計画における かんしょ・ばれいしょ

農林水産省生産局農産部地域作物課 宮野 悠里

1. 新たな食料・農業・農村基本計画 はじめに

平成27年3月31日に、農政の中長期のビジョンとなる、新たな食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定されました。

新たな基本計画は、食料・農業・農村基

本法（平成11年7月制定）に基づき決定された4回目の基本計画となります。食料・農業・農村政策審議会の企画部会における17回にわたる議論、現地視察、地方意見交換会を経て、3月24日の本審議会での答申を受けて決定されたものです。

新たな基本計画の構成

第1 施策推進の基本的な視点

○ 農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として食料・農業・農村施策の改革を着実に推進

基本法の基本理念の実現に向けた施策の安定性の確保
食料の安定供給の確保に向けた国民的議論の深化
需要や消費者視点に立脚した施策の展開
農業の担い手が活躍できる環境の整備
持続可能な農業・農村の実現に向けた施策展開
新たな可能性を切り拓く技術革新
農業者の所得の向上と農村のにぎわいの創出

第2 食料自給率の目標

食料自給率の目標
〔カロリーベース：39%（H25）→45%（H37）〕
生産額ベース：65%（H25）→73%（H37）
食料自給力（食料の潜在生産能力）指標

第3 講ずべき施策

食料の安定供給の確保
農業の持続的な発展
農村の振興
東日本大震災からの復旧・復興
団体の再編整備

第4 施策推進に必要な事項

幅広い関係者の参画と関係府省の連携
施策の進捗管理と評価
財政措置の効率的かつ重点的な運用
国民的視点と地域の実態に即した施策の決定
効果的かつ効率的な施策の推進体制

参考 【基本計画と併せて策定】

農地の見直しと確保
農業構造の展望
農業経営等の展望
農林水産研究基本計画
魅力ある農山漁村づくり
に向けて

第1 食料・農業・農村をめぐる情勢

高齢化や人口減少の進行
世界の食料需給をめぐる環境変化、グローバル化の進展
社会構造等の変化と消費者ニーズの多様化
農地集積など農業・農村の構造変化
多様な可能性（国内外の新たな市場、ロボット技術等）
東日本大震災からの復旧・復興

これまでの食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本法（平成11年7月制定）に基づき策定
今後10年程度先までの施策の方向性等を示す、農政の中長期的なビジョン

平成12年3月決定 基本計画
平成17年3月決定 基本計画
平成22年3月決定 基本計画

おおむね5年ごとに見直し

評価と課題

「強い農業」と「美しく活力ある農村」の実現

本基本計画の内容

まえがき

我が国の農業・農村においては、6次産業化や農林水産物・食品の輸出へのチャレンジ、若者を中心とした「田園回帰」といった新たな動きが広がっている一方で、農業就業者の高齢化や農地の荒廃など極めて厳しい状況に直面しています。このため、関係者の発想の転換や、改革の必要性についての認識の共有が求められていることなどを述べています。

こうした認識の下、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等で示された施策の方向等を踏まえつつ、食料・農業・農村施策の改革を進め、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を目指していくこととしています。

第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

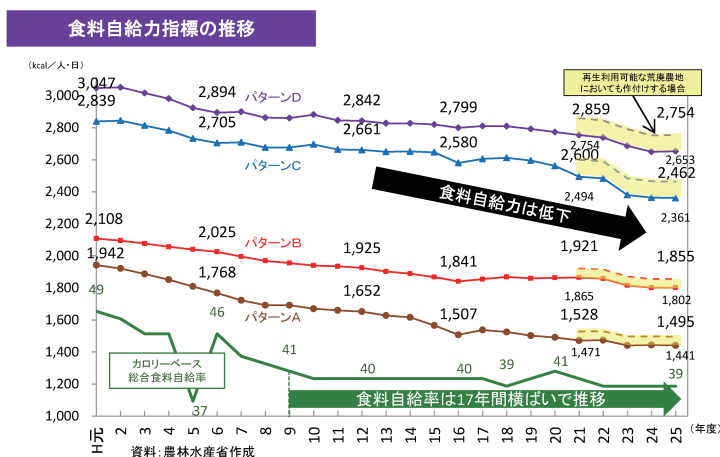
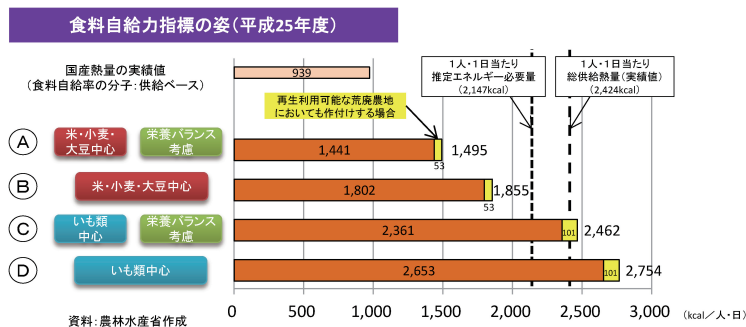
第1では、食料・農業・農村をめぐる情勢と、主な施策の評価と課題、施策を推進するに当たっての基本的な視点を示しています。

具体的には、高齢化や人口減少、グローバル化などの観点から、情勢の変化や施策の評価と課題を整理しています。その上で、現在が施策展開に当たっての大きな転換点であるとの認識に立ち、農業の構造改革や新たな需要の取り込み等を通じ、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、構造改革を後押ししつつ、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を車の両輪として施策の改革を推進することとしています。

第2 食料自給率の目標

食料自給率目標については、前基本計画の検証結果を踏まえ、計画期間内における実現可能性を重視し、平成37年度の目標としてカロリーベースでは現状39%から45%に、金額ベースでは現状65%から73%に引き上げる目標を設定しています。

また、我が国の食料の潜在生産能力を評価する食料自給力指標を新たに示しています。これにより、我が国の食料自給力の現状や過去からの動向についての認識を共有し、食料安全保障に関する国民的議論を深めたいと考えています。



第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1) 食料の安定供給の確保に関する施策

食品の安全確保と、食品に対する消費者の信頼を確保するための取組を推進するとともに、食育や国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承等を推進することとしています。

また、食料の安定供給という重要な役割を担っている農業や食品産業が、消費者の多様なニーズへの的確な対応や国内外の新たな需要の取り込み等を通じて健全に発展するため、6次産業化、農林水産物・食品の輸出、食品産業の海外展開等の取組を促進することとしています。

さらに、様々なリスク（我が国の食料の安定供給に影響を及ぼす可能性のある様々な要因）に対応した総合的な食料安全保障を確立するため、食料の安定供給に関するリスクの定期的な分析、評価や、不測時の具体的な対応手順の整備等を進めることとしています。

(2) 農業の持続的な発展に関する施策

農業経営の法人化、新規就農の促進など担い手の育成・確保や、女性農業者が能力を最大限に発揮できる環境の整備を進める旨を明記するとともに、経営所得安定対策を着実に推進することとしています。

また、農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と優良農地の確保、構造改革の加速化に資する農業生産基盤の整備等を推進することとしています。

さらに、畜産クラスターの構築、園芸作物の供給力の強化などに取り組むこととしています。

生産・流通現場の技術革新等については、現場のニーズを踏まえた研究開発と技術移転の加速化や、規模拡大、低コスト化等を可能とするため、スマート農業の実現等に向けた取組を推進することとしています。

また、気候変動への対応など、農業分野の環境政策についても総合的に推進することとしています。

(3) 農村の振興に関する施策

多面的機能の発揮を促進するため、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度を着実に推進するとともに、地域コミュニティ機能を維持するため、生活サービス機能等を基幹集落へ集約した「小さな拠点」と周辺集落とのネットワーク化を推進することとしています。また、深刻化、広域化する鳥獣被害への対応を図ることとしています。

また、農産物等を活かした新たな価値の創出、バイオマスを基軸とした新たな産業の振興、再生可能エネルギーの生産・利用、農村への関連産業の導入等を通じ、農村全体の雇用の確保と所得の向上を推進することとしています。

さらに、観光、教育、福祉等と連携した都市農村交流を戦略的に推進するとともに、交流人口の増加を移住・定住へと発展させていく取組を推進することとしています。また、都市農業の有する多様な機能の発揮に向けて、持続的な振興を図ることとしています。

(4) 東日本大震災からの復旧・復興に関する施策

地震・津波災害からの復旧・復興に向け、農地や農業用施設等の着実な復旧、将来を見据えた農地の大区画化等を進めるとともに

に、原発事故に伴う風評被害の払拭や、輸入規制の緩和・撤廃に向けた諸外国への働きかけなどに取り組むこととしています。

(5) 団体の再編整備等に関する施策

食料・農業・農村に関する団体（農協、農業委員会等）が、その機能や役割を効果的かつ効率的に発揮できるようにしていくため、事業・組織の見直しを行うこととしています。

第4 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

国や自治体、農業者、消費者などの適切な役割分担の下、施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、「農林水産業・地域の活力創造本部」を活用して政府一体となって施策を推進することなどを明記しています。

2. 新たな食料・農業・農村基本計画における、かんしょ・ばれいしょの生産努力目標等

(1) かんしょ

かんしょは南九州畑作における基幹作物ですが、労働時間が長く、重量作物であるため、労働負荷が高く農業従事者の高齢化も相まって、近年作付面積が減少しています。一方で、加工向けについては需要が拡

大している状況にあります。

このような状況において、新たな食料・農業・農村基本計画では、生産努力目標として、目標年である平成37年度には94万tの生産量を目指すとしたところです。

この目標を実現するための克服すべき課題として、①消費者の嗜好の変化に伴う需要動向に対応した用途毎の供給の安定化、②加工適性が高い新品種や、機能性成分を活かした新品種の開発・普及、③機械化一貫体系の導入による省力化・生産体制の強化が挙げられます。

これらの課題への具体的な対応方向として、①良食味で消費者ニーズの高い品種や加工用品種の生産拡大などを含めた産地形成を推進、②加工向け新規需要を開拓するため加工食品原料としての適性が高い新品種などの開発・普及を推進、③挿苗機、ハーベスタ等の導入による機械化一貫体系の確立・普及、作業の共同化の推進等を進めていくこととしています。

(2) ばれいしょ

ばれいしょは、北海道畑作の輪作体系における基幹作物ですが、一戸当たりの規模が拡大する中で、労働負荷の高いばれいしょの作付面積は減少傾向にあり、品種転換も進んでいないことから単収も伸び悩んでいます。また、加工向けを中心に需要が

	食料消費の見通し				生産努力目標 (万t)		克服すべき課題
	1人・1年 当たり消費量 (kg/人・年)		国内消費 仕向量 (万t)				
	H25	H37	H25	H37	H25	H37	
かんしょ	4.2	4.4	102	99	94	94	○消費者の嗜好の変化等に伴う需要動向に対応した用途ごとの供給の安定化 ○加工適性が高い新品種や、機能性成分を行かした新品種の開発・普及 ○機械化一貫体系の導入による省力化・生産体制の強化

	食料消費の見通し				生産努力目標 (万t)		克服すべき課題
	1人・1年 当たり消費量 (kg/人・年)		国内消費 仕向量 (万t)				
	H25	H37	H25	H37	H25	H37	
ばれいしょ	16	17	340	345	241	250	○需要が増加傾向にある加工食品原料向け国産品の生産拡大 ○作業の共同化や外部化による労働力確保や省力化技術の導入 ○ジャガイモシストセンチュウ等の病害虫対策

拡大傾向にあります。加工向けについてはその多くを輸入に依存している状況です。

このような状況において、新たな食料・農業・農村基本計画では、生産努力目標として、目標年である平成37年度には250万tの生産量を目指すとしたところです。

この目標を実現するための克服すべき課題として、①需要が増加傾向にある加工食品原料向け国産品の生産拡大、②作業の共同化や外部化による労働力確保や省力化技術の導入、③ジャガイモシストセンチュウ等の病害虫対策が挙げられます。

これらの課題への具体的な対応方向として、①生産者と実需者の連携強化により需要に応じた安定的な生産・供給体制を確立

するとともに、菓子用などへの加工適性のある品種の生産拡大を推進、②ハーベスタと集中選別を組み合わせた収穫方法など、新たな作業体系の導入や実需者との連携による生産の効率化を推進、③病害虫（ジャガイモシストセンチュウ）抵抗性品種の導入等により、病害虫対策の推進等を進めていくこととしています。

3. おわりに

今後、本基本計画に基づく施策を着実に推進していくために、関係者の皆様のご理解、ご協力をお願いします。基本計画の詳細については、農林水産省のホームページ（http://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/siryou.html）をご覧ください。